

疫学調査について

疫学調査とは

- 感染症等が集団発生した際に、患者等から採取した検体等の検査を通じて、その発生状況、動向及び原因(感染源、感染経路及びリスク因子等)を明らかにしたうえで、対策を立案するために実施する調査。
- 感染症発生事例における疫学調査は、感染症法第15条に基づき、地方自治体が実施。
- 地方自治体は、必要に応じて、国立感染症研究所の実地疫学専門家養成コース(FETP)(※)に対して専門家の派遣要請が可能。

※ 実地疫学の専門家を養成することを目的に、国立感染症研究所が実施している2年間の研修プログラム。

2019年4月1日現在、11名(20、21期生)が在籍、77名が研修を修了している(修了生の約半数は、地方自治体や国立感染症研究所、省庁等に勤務して公衆衛生分野で活躍)。

疫学調査の実施にあたり関係機関との調整を要した事例

- 感染症アウトブレイクの情報収集にあたり、施設を所管する部署との間で調整を要した事例。